

総評定点算定基準
(土木一式工事・舗装工事)

1. 総評定点の算出方法

客観的要素と主観的要素の加点により算出する。

2. 客観的要素判定基準

客観的要素の評定は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に定める建設業者の経営事項審査に基づいて行う。

3. 主観的要素判定基準

- ・格付評価対象期間は、格付をしようとする年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間とする。
- ・「(2)信用度等 1.格付評価対象期間において指名停止措置を受けた者」については、指名停止措置が解除された翌年度にのみに反映する。

(1) 工事成績

※ 工事成績については、試行期間延長のため、格付評価への反映は行わない。

(2) 信用度等

	項 目	評定点
1	格付評価対象期間において指名停止措置を受けた者	
	指名停止期間が1ヶ月に付き－5点。ただし、下限は－120点(24ヶ月以上)とする。 1ヶ月未満は切り捨てとする。(1ヶ月と15日の場合は、1ヶ月以下とし－5点)	下限 －120点
2	三郷町と防災協定を締結している者	+5点
3	町内に本店を有する者	+30点